

## みどりの樹清瀬 生活支援サービス契約書

社会福祉法人信愛報恩会(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_様(以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「みどりの樹清瀬」(サービス付き高齢者向け住宅)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における基本サービス(必須サービス)を提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービス(選択サービス)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。生活支援サービス(基本サービス)は、みどりの樹清瀬の賃貸契約を締結するに当たり必須の契約項目となります。

### 第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、月毎にその提供の実績を、翌月17日に、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、契約終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

### 第4条(サービス料金等)

- 1 基本サービスの料金は、月額金 38,555 円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 選択サービスの料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。1か月単位で料金が設定されている契約を途中で解約した場合は、利用実績に基づいた額とします。

### 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

#### 第6条(サービス料金の支払)

- 1 第4条第1項に定める基本サービスの料金(翌月分)について、甲は請求書に明細を付して毎月17日に乙に請求し、乙は、請求月27・28日までに甲へ口座引き落としの方法で支払います。
- 2 第4条第2項に定める選択サービスの料金(前月分)について、甲は請求書に明細を付して毎月17日に乙に請求し、乙は、請求月27・28日までに甲へ口座引き落としの方法で支払います。
- 3 乙が月途中で本契約を解除した場合、1か月を30日として日割り計算の方法により甲が精算します。
- 4 甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

#### 第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。有効期間終了の30日前までに、乙から甲に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。ただし、事由の如何を問わず「みどりの樹清瀬(清瀬市下清戸4丁目709-17)」における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。また、甲及び乙は、甲乙間の賃貸借契約と別に、本契約のみを終了させることはできません。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命・身体および財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
  - ① 一定の観察期間をおくこと。
  - ② 主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
  - ③ 入居者本人の意思に基づき、居室の変更等を含め、契約継続のためのあらゆる方策を検討すること。
  - ④ 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
  - ⑤ 前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
  - ⑥ やむなく契約解除に至った場合は、転居先等について、必要な相談・支援を行うこと。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する

る秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する条例(令和4年東京都条例130号)を遵守します。

#### 第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

#### 第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

#### 第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

#### 第15条(身元引受人)

身元引受人は、乙の身元を保証し、必要な時に乙の身柄を引き取る責任を負うものとします。

#### 第16条(連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の連帯保証人の負担は、本契約書の記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、甲は、連帯保証人に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

#### 第17条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「みどりの樹清瀬(清瀬市下清戸4丁目709-17)」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前期の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲と連帯保証人(丙)は、上記の通り乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

事業者(甲)

<住所> 東京都清瀬市梅園二丁目5番9号

<氏名> 社会福祉法人信愛報恩会  
理事長 越永 守道

印

入居者(乙)

<住所>

\_\_\_\_\_  
<氏名> 印

身元引受人

<住所>

\_\_\_\_\_  
<氏名> 印

連帯保証人(丙)

<住所>

\_\_\_\_\_  
<氏名> 印

<極度額>

\_\_\_\_\_  
円

(極度額の計算根拠:月額 基本サービス料金・食事サービス料金の12ヶ月分)

20230801